



# Marist Brothers International School

1-2-1, CHIMORI-CHO, SUMA-KU, KOBE, 654-0072, JAPAN

Ph: (078) 732-6266

Email: info@marist.ac.jp

Fax: (078) 732-6268

Web: www.marist.ac.jp

## インフルエンザの出席停止期間について (保存版)

文部科学省により、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成24年文部科学省令第11号）が施行された通知が出たのは、平成24年4月です。医師によっては、この法改正が認知されておられず、違った指示をされる可能性があります。マリスト国際学校は、この省令に沿って学校運営をして参りますので、よろしくご周知下さい。

### 出席停止期間

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。下記のようにスクール・ルールとして決められていますので、付録の表を参考に、登校可能日を算出してください。詳しくは、文部科学省の以下のサイトをご参照ください

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1319523.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1319523.htm)

- 1年生から12年生：  
インフルエンザ発症日を0日目とし、5日目までは必ず出席停止。かつ、解熱剤をつかわずに37.5℃未満になってから48時間が経過するまでは、出席停止。
- モンテソリ生徒：  
インフルエンザ発症日を0日目とし、5日目までは必ず出席停止。かつ、解熱剤をつかわずに37.5℃未満になってから72時間が経過するまでは、出席停止。

### 登校許可証：

インフルエンザに関しては、上記出席停止期間を順守し厚生労働省により決められた期間ご自宅で静養していただければ、登校許可証は必要ありません。しかし、厚生労働省によって決められた期間より短く医者が登校を許可するならば、医者に登校許可書を書いて頂き、学校へ提出した後のみ登校可能です。

### 学校への報告：

学校内での流行状況を正しく把握するためだけではなく、さらなる流行を防ぐために学級閉鎖や学校行事予定の延期の決定等にも必要な情報であるため、お子様の欠席について学校へ電話連絡をされる際には、お子様の状態及び下記内容を詳しくお知らせください。

- 欠席の原因
- 発熱の有無
- インフルエンザ様症状の有無
- 医療機関を受診されたかどうか
  - Noの場合：今後の受診予定
  - Yesの場合：インフルエンザ迅速抗原検査を受けた場合は、その結果（A型かB型か）

インフルエンザか否かに関わらず、お子様が欠席なさる場合は、午前9時までにオフィスまでご連絡いただけますようご協力お願い致します。出欠簿の管理はオフィスで行っているため、クラス担任にすでに連絡をされている場合でもオフィスまでご連絡くださいますようお願い致します。午後4時半から朝8時までの期間は留守番電話が作動していますので、上記についてのメッセージを残していただいても結構です。



# Marist Brothers International School

1-2-1, CHIMORI-CHO, SUMA-KU, KOBE, 654-0072, JAPAN

Ph: (078) 732-6266

Email: info@marist.ac.jp

Fax: (078) 732-6268

Web: www.marist.ac.jp

## インフルエンザの出席停止期間について (保存版)

### ご兄弟について：

インフルエンザの潜伏期間は1-4日間ですので、その間は、ご兄弟の状態もご注視して下さい。

ご兄弟の一人がインフルエンザに罹患された、または37.5℃以上の熱があったり、以下のようなインフルエンザ症状がありインフルエンザにかかれた可能性がある場合は、学校への登校を控えて頂きます。

- |          |      |     |
|----------|------|-----|
| －咽頭痛     | －関節痛 | －嘔吐 |
| －咳       | －頭痛  | －下痢 |
| －鼻水・鼻づまり | －倦怠感 |     |

### 学級閉鎖／学校閉鎖について：

インフルエンザによる欠席者数にもとづいて、文部科学省の勧告に従って決定されます。校長が最終的な判断をし、閉鎖の日程をご連絡いたします。

### 学業について：

お子様の状態により、可能な範囲で追試等の日程を調節いたします。学級閉鎖・学校閉鎖で欠席されている元気なお子様は、ご自宅で自主勉強を行ってください。登校停止期間中の担任へのお問い合わせはメールまたはお電話でお尋ねください。

### 部活等について：

上記省令にもとづいての参加となりますので、適宜、オフィスまで状態をお知らせください。

### マスクの着用について：

状態が改善して登校される際、咳や鼻が続いている場合は、特に、マスクの着用を徹底してください。

あごから鼻までを確実に覆うタイプをお願いいたします。

症状のないお子様も、手洗い励行とできる限りのマスク着用をお勧めします。ウイルスが眼球粘膜を介して感染することを防ぐため、メガネ着用もお勧めしていますが、サングラス等での登校は禁止されています。